

診療・検査医療機関の長 様

(新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関以外の医療機関)

大阪府新型コロナウイルス感染症対策本部長
大阪府知事 吉村 洋文

外来における抗体治療の実施について（要請）

日頃は、本府の健康医療行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、本府においては、第六波に備え医療・療養体制を強化するため、患者の重症化を予防する

「中和抗体薬投与(抗体カクテル療法等)」を実施する医療機関を拡充することとし、令和3年9月22日付け保企第2007号にて外来における抗体カクテル療法の実施について、検討をお願いしたところで

す。その後、同年9月28日に、国から、新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関以外の医療機関の外来においても、中和抗体薬の投与が可能との見解が示されたことを受け、抗体治療医療機関(中和抗体薬投与を実施する医療機関)にかかる基本的な考え方(別紙1)をまとめました。

については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項(都道府県対策本部長による協力要請)に基づき、下記のとおり要請します。貴院におかれましては、抗体治療医療機関の概要(別紙2)を確認いただき、外来において抗体治療を実施いただける場合は、下記担当まで登録申請書(別紙3)の提出をお願いします(第1次登録の締切は、10月14日(木)としますが、その後も随時登録を受け付けます)。

記

1. 要請内容

外来における抗体治療(中和抗体薬投与)の実施(抗体治療外来医療機関の登録)

2. 抗体治療外来医療機関とバックアップ病院との連携について

新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関以外の医療機関が中和抗体薬を患者に投与する場合、患者の病態悪化時等の相談先、また、容体急変時の緊急の入院対応等に備え、バックアップ病院を確保いただく必要があります。

バックアップ病院の確保にあたっては、別紙4及び別紙5を確認のうえ、別紙6の候補リストより候補病院と個別に調整いただきます。(候補リストに記載のない医療機関であっても、新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関であれば、バックアップ病院として連携することが可能です)

登録申請書の提出については、バックアップ病院と連携について相互に合意が得られた後に、本府への提出をお願いします。

3. 添付資料

- (1) 新型コロナウイルス感染症抗体治療医療機関について (別紙1)
- (2) 新型コロナウイルス感染症抗体治療外来医療機関 概要 (別紙2-1)
- (3) 抗体治療医療機関リーフレット兼受診申出書 (別紙2-2)
- (4) 外来用抗体治療医療機関登録申請書 (病院用/診療所用) (別紙3)
- (5) 抗体治療バックアップ病院の概要 (別紙4)
- (6) バックアップ病院にかかる「医療機関からの質問と回答」 (別紙5)
- (7) 抗体治療バックアップ病院 候補リスト (別紙6)

【問い合わせ先】

- ・病院における抗体治療医療機関の登録に関すること
保健医療企画課 計画推進グループ (病床確保班) 畑山・中野
電話：06-6944-6028 (ダイヤルイン)
- ・診療所における抗体治療医療機関の登録に関すること
感染症対策支援課 病院支援第一グループ 根来・寺岡
電話：06-4397-3243 (ダイヤルイン)